

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年5月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	廃棄物処理建屋シャワーシンク用減圧弁入口弁において、操作ハンドルのロックナットに外れが認められたため、当該ナットを取付け	
2	1号機	復水脱塩装置脱塩塔(NO. 2)樹脂出口弁の作動用空気ミニチュア弁において、操作ハンドルに外れが認められたため、ハンドルを取付け	
3	1号機	タービン建屋原子炉給水ポンプエリア換気空調系局所空調機(HVH-15)上部に敷設された原子炉給水ポンプ用シール水配管に発錆が認められたため、当該配管を補修塗装	
4	1号機	高圧注水系定例試験時、タービン止め弁の「開」動作時間に参考値外れが認められたため、健全性を確認及び対応検討	
5	1号機	炉心スプレイ(B系)ポンプ定例試験に伴うトラス水のサンプリング時、サンプリング配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	
6	1号機	タービン建屋換気空調系冷却装置NO. 6において、「圧力異常」警報の発生が認められたため、当該装置を点検・修理	
7	1号機	格納容器冷却海水系配管において、タービン建屋地下油清浄器室入口付近の保温材に剥離が認められたため、保温材を点検・修理	
8	2号機	気体廃棄物処理系再結合器入口サンプル除湿器(D-59-119-1)において、「温度低」警報の発生が認められたため、当該除湿器を点検・修理	
9	3号機	計装用圧縮空気系空気作動弁の点検時、電磁弁ソレノイド部より異音(ウナリ音)の発生等(8台)が認められたため、当該電磁弁を交換	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	3号機	制御棒駆動水圧系試運転時、排水圧力指示計(PI-3-226)のユニオン部の腐食による水のにじみが認められたため、当該部を修理	
11	3号機	気体廃棄物処理系排ガス乾燥器温度検出器(TE-24-438A~C)の点検時、エレメントの断線等が認められたため、当該計器を交換	
12	3号機	気体廃棄物処理系サンドフィルタ入口温度検出器(TE-24-415)の点検時、接地不良が認められたため、当該計器を交換	
13	3号機	第1給水加熱器(B)水室内仕切板溶接部の浸透探傷検査時、線状指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	
14	3号機	循環水ポンプ(A・B・C)廻りの点検時、他給水配管・ブロー配管・スタフィンボックス取合い部等のフランジボルト及びナットに腐食等が認められたため、当該ボルト及びナットを交換	
15	3号機	廃棄物処理系廃液収集ポンプ出口サンプリング配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	
16	3号機	原子炉建屋二重扉(南側)において、タービン建屋側の扉に開動作不良が認められたため、当該扉を点検・修理	
17	5号機	廃棄物処理系廃液中和タンク出口弁(廃液濃縮器給液ポンプ側:AO-3622A)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
18	6号機	主タービン油清浄装置(A)のドレン弁(7-17V77A)において、銘板及びハンドル押えナットの外れが認められたため、銘板及びナットを取付け	
19	6号機	中央制御室パネル(H13-P603)用ページング装置において、拡声及び通話不能が認められたため、当該装置を点検・修理	
20	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器(A)サンプリング配管(SP-1400A)において、サンプリング二次弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
21	集中環境施設	集中環境施設の連続ダスト放射モニタ(A-CH. 2)において、「流量調節器異常」警報の発生が認められたため、当該モニタを点検・修理	
22	集中環境施設	雑固体焼却炉(B)の2次セラミックフィルタ(C・D)差圧記録計(DPR-R15-708)において、動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	
23	その他	気象観測装置の定例巡視時、気象観測小屋エアコンの室外機に動作不良が認められたため、室外機を点検・修理	
24	その他	中性子ポケット線量計(nPD-25)の定期点検時、校正基準値外れが認められたため、当該線量計を修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで